

○午前10時開議

○渡辺議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○渡辺議長 会議録署名議員をご指名申し上げます。

せ お 麻 里 議員

石 田 ちひろ 議員

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より録音、録画、写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○渡辺議長 これより日程に入ります。

本日の日程は議事日程のとおりであります。

日程第1

一般質問

昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次ご指名申し上げます。

やなぎさわ聡議員。

〔やなぎさわ聡議員登壇〕

○やなぎさわ聡議員 れいわ新選組・品川区議会議員、やなぎさわ聡、通告に従い一般質問を行います。

まず、区長、昨日の施政方針、拝聴しました。さらに腕を上げましたね。そして、私は、今年も地域を回り、区民からいただいた声をお届けし、さらに区政を前に進めたいと思います。

まず、介護従事者・事業者の声をお伝えいたします。

介護職員の年収は、全産業平均で約100万円低く低賃金重労働で、そのため、7割近くの介護事業者が人手が不足していると回答し、ケアマネジャー、ヘルパーの平均年齢は50歳を超え、高齢化も進んでいます。介護事業者は約4割が赤字、黒字であっても利益は僅か。介護事業者の倒産件数は2年連続で過去最多を更新。訪問介護事業者が地域にゼロという自治体は全国で115か所にも上ります。このように崩壊寸前の介護業界。その原因は報酬が不当に低いことにあり、いまだに家族介護の延長程度にしか介護職がみなされておらず、介護従事者・事業者は苦しんでおります。そして、その先にあるのは、いざ自分や家族が介護サービスを利用しようと思っても、提供する人手も事業者もいないという未来です。結果、介護難民、介護離職、老老介護、ビジネスケアラー、ヤングケアラーが今以上に激増し、多くの方が不幸になってしまいます。社会問題化している介護殺人も増えることでしょう。

そもそも2000年に始まった介護保険制度は、「家族、特に女性が家庭内で担うべき個人的な問題」とされてきた介護を、社会全体で支える「介護の社会化」を目指して創設されました。この理念の根幹には、憲法13条の幸福追求権「すべて国民は、個人として尊重される」があります。「長男だから、長女だから、家族だから」と、介護を家族単位でくくり個人に押し付ける自己責任的発想ではなく、介護を社会で包摂するという発想です。たとえ家族であっても、その人にも人生があります。仕事をしていた

り、所帯を持っていたり、自分自身の健康状態が芳しくない方もいます。「家族なんだから介護をするのは当然」という発想は、その人の人生を壊すことにもなりかねません。このようなプレッシャーに苦しみ、葛藤するご家族を、私は介護職員時代に幾度となく見てまいりました。個人を尊重し、介護は専門職員が質の高いサービスを提供する、だからこそ「介護の社会化」が必要です。

しかし、介護離職する方は年間7万から9万人と高止まりしており、さらにその約7割が女性。出産・育児だけでなく、介護も女性のキャリア形成や社会進出を遮る障壁となっているのが現状です。また、国は、2030年に仕事をしながら家族の介護をするヤングケアラーが318万人に上り、経済損失は9兆円と試算しています。

このような不幸が起きないためにも、介護職員が安心して働け、介護事業者が安定的に経営できる環境を整えることは不可欠です。しかし、現状は悪化の一途をたどっています。2024年、25年の全産業平均の賃上げ率が5%台だったのに対して、介護業界は2%台と、賃金格差は縮まるどころか、さらに拡大し、複数の介護団体の調査結果を見ても、他産業への人材流出が以前の1.5倍以上となっており、人材流出が加速しています。

この緊急事態に国も動き、本年6月に介護報酬の臨時改定を行い、最大で1人当たり1万9,000円の賃金改善を実施すると発表されました。しかし、満額支給には書類の作成・提出、機器の導入が必須でハードルは高く、多くの介護職員は1万円程度の賃金改善になると予想されます。民間団体の調査では、介護職員が期待する月額賃上げ額は「5万円以上」が34%と最多で、「1万円」は僅か15%となっており、物価高や他業種の賃上げが進む中で、多くの介護職員にとって1万円程度の処遇改善では不十分なのは調査結果からも明らかです。

品川区に目を転じてみたとき、区は独自の財源で介護職員やケアマネに対して月1万円を支給する「介護職員居住支援手当」を2024年から実施し、現場の方からは喜びの声が上がっています。しかし、残念なのは、初年度の執行率が約4割と、半数以上の約2,000の方が制度の恩恵を享受できていません。未申請の事業所の理由は様々で、全国展開している大手事業者は、「品川区に勤務している職員と他の地域の職員で給与格差が生じると不公平なのであえて申請しなかった」と回答し、小規模事業者は「支給要件となっている就業規則の改定が負担となり申請を見送った」との声もあるようです。他区に先駆けて打ち出された目玉施策であり、介護職員の生活を底上げできるすばらしい制度。執行率100%を目指していただきたいと思います。

そこで、介護職員の方の声を参考に質問をいたします。「介護職員居住支援手当」の支給について以下を求めます。①相談窓口を設置し、就業規則の改定などの支給要件に必要な書類作成が困難な事業者へサポート体制を強化する。②現行の事業者単位ではなく個人単位での申請を認める。③支給方法を、現金以外に、区内商品券のような給料として換算されない方法も追加して選択制にする。④現在の支給要件である月20時間以上の勤務は、複数の事業者に勤務している方にとってはハードルが高いため、要件を緩和する。また、支給対象の職種も拡大させる。以上4点、いかがでしょうか。

介護従事者に代わりまして、次は介護事業者についてです。2015年から開始された総合事業の制度により、要介護1から5に該当しない、比較的軽度な状態である要支援1、2、事業対象者の方は、各自治体、つまり品川区が自由裁量でサービス設計や報酬単価を決められるようになりました。今、この総合事業で大きな問題が起きています。それは、ご自宅を訪問し掃除、洗濯、調理、買物といったサービスを行う、いわゆる「生活援助」の報酬単価が低いため、依頼を断る訪問介護事業者が増えているという現状です。現場のケアマネからも、「報酬の高い要介護と低い要支援で選別が始まっている」「受け

てくれる事業者のほうが少ない」といった声が数多く私の下に届いております。これは決して訪問介護事業者が悪いわけではなく、報酬単価が低過ぎるという構造上の問題があります。サービスを求める方がいれば力になりたいと思うのがヘルパーさんや訪問介護事業者の本音です。しかし、経営を存続させるために、泣く泣く断らなくてははいけない。非常につらい話です。ケアマネジャーも、自分の担当している方が介護難民にならないよう、生活援助を受けてくれる事業者を必死に探す綱渡りの状態が続いています。

そこで、現場の声を参考にし、質問いたします。「総合事業」について以下を求めます。①全体のサービス提供のうち、生活援助などの安価なサービスが占める割合が一定以上の訪問介護事業者に対して、助成金を支払う制度を創設する。②総合事業の報酬改定は、国と同じ3年に一度ではなく、経済がデフレからインフレ基礎になっていることで、この頻度では物価高などの急な変化に対応できないということで、毎年年度ごとの見直しとする。以上2点、いかがでしょうか。

次に、物価高で苦しむ区民・中小事業者の声をお届けいたします。

国の税収は7年連続で過去最高。品川区の税収も同様に膨張を続けています。大企業は過去最高益を更新し、株価も過去最高を更新しています。その一方で、企業の倒産件数は2年連続で1万件を超えて高止まり。主に中小企業が倒産しております。国民の暮らし向きも厳しく、生活が苦しいと答える方は6割に上り、2025年の実質賃金は前年比1.3%減と4年連続でマイナス。消費税を3から5に上げた1997年から下落を続ける日本の実質賃金は一度も回復することなく、日本国民の生活は30年近く停滞・悪化を続けています。OECDに加盟する日本以外の37か国は当たり前のように経済成長し、実質賃金は上昇し、国が、国民が豊かになり、日本だけが一人負け。もちろん、それは日本国民が怠けていたからではなく、あなたの自己責任でもなく、経済政策を誤り続けた政治に原因があります。

国民を貧しくさせた元凶は消費税。税率を上げるたびに100年に一度と言われるリーマンショック級の経済損失を招き、国民の所得を奪い、日本を経済的に衰退させてきました。逆進性が高く、中・低所得者ほど重税感が重く、事業者にとっては赤字でも支払いが生じる厳しい税です。その消費税の危険性がようやく認知され、さきの衆議院選挙では、ほぼ全ての政党が公約に消費税減税を盛り込みました。れいわ新選組が2019年の結党以来一貫して消費税廃止を政策の一丁目一番地として訴え、世論を喚起し続けてきたことで、永田町を動かしました。「レジの改修に1年以上かかる」と消極的だった高市総理も、選挙の直前に方針を転換。自民党までも「食品のみ0%」を公約に掲げるに至りました。選挙結果を踏まえると可及的速やかに公約が実行されると想定されます。

そこで懸念されるのが食料品0%による弊害です。標準世帯で月5,000円程度使えるお金が増えるとされる食料品0%ですが、飲食店にとっては増税になる可能性が極めて高い。そのことは皆さんご存じでしょうか。飲食店が今まで食料品の仕入れのときに適用できた仕入税額控除が使えなくなることに起因しており、食料品の価格が理想どおり全て8%に下がるとすればプラス・マイナス・ゼロ、そうならなければ負担増となります。たとえ食料品の税率が0%になっても食品業者は値下げをする義務はなく、特に野菜や魚介類などの生鮮食品は価格の変動が激しく、加工食品と違い定価という概念がありません。食料品の価格が8%下がらなかったときに、飲食店は自分で損害を被るか、商品に価格転嫁するかの2択しかありません。前者を選ぶならば、昨今の物価高で苦しい経営状況がさらに悪化。後者なら、さらに物価高が国民生活を圧迫することになります。

そこで、飲食店の不安な声を参考に質問いたします。以下の件について、区内での実態調査を求めます。①食料品店に対して「食料品のみ0%」となったときに売値をどのように設定する予定か。レジシ

システムの改修にどれくらいの期間が必要か。②飲食店に対して「食料品のみ0%」になると利益の増減はどうなると想定しているか。利益が減少した場合は価格転嫁するつもりなのか。③インボイスの2割特例が本年9月末で終了し、3割特例となるとの報道がある中で、いまだに品川区ではインボイスによって中小企業・フリーランスの方にどのような影響を出ているのか実態調査がされていません。支援をするにはまず現状の把握が必要です。国が現在行っている調査は、地域を分けた調査項目はなく、地域事情が把握できません。個人事業主のデータは国が持っている、品川区ではないということですが、パブリックコメントを募集するように、ホームページやSNS、広報しながらなどを使って周知し、調査することは可能と考えます。以上3点、いかがでしょうか。地元の飲食店からも厳しい経営状況を伺っています。前向きな答弁をお願いいたします。

最後に、外出に不便を感じている方の声をお届けいたします。

今月28日をもって京急バス井19系統が廃止となりました。大井町駅東口から青物横丁、立会川、大森駅へと続くルートで、地元の方からは「買物や通院がしにくくなる」と不安の声をいただいております。廃止の理由は需要不足や乗務員不足とのことで、民間であれば、あくまで営利目的なので、採算の取れない路線の廃止はやむを得ないところです。そこで出番となるのが行政、品川区です。行政は、もうけることが目的ではなく、区民の利益に資する、公共の福祉にかなうことが判断基準となります。昨今の流れから、路線バスの廃止は進んでいったとしても、新規運行は考えにくく、民間任せにしている、区民の生活の足はさらに狭まってしまいます。区では、2022年から大森－西大井間のコミュニティバスと、2025年からはAIオンデマンド交通を実証運行させて、交通の便の向上を図っています。しかし、コミュニティバスは、収支率を検証するなど、試行運転を4年続けており、ルートの増設という次のステップに進めていないのが現状です。高齢化が進み交通弱者が増える中で、ゆっくり試行を続けている時間より、必要なのは速やかな実施。道幅の問題でルートが限定されるのならば、従来のバスのサイズにこだわらず、7人から10人乗りの車を走らせることで、きめ細かく地域を回り、区民の利便性を向上させるべきです。コミュニティバスかオンデマンド交通かの2択ではなく、どちらも組み合わせることで区民の交通の不便を解消させるべきだと思います。

また、高齢者や移動にハンディキャップのある方、小さい子ども連れの方にとって、電車やバスと同様に外出に欠かせないのがベンチの存在です。ベンチは「最も小さな社会的インフラ」と言われ、優しいまちづくりには不可欠な存在です。お金を払ってお店に入らなくても、無料で誰でも休める経済的に優しい側面もあります。

ベンチは高齢者の健康寿命を延ばす意味でもとても重要です。外出することは、歩くことで下肢筋力の強化に、人との会話、交流することで楽しみの創出や脳の活性化に、買物することで計算や思考力の訓練にもつながります。高齢化のピークは2042年。今後さらに増える高齢者が元気で健康的に過ごせる街こそ、誰もが過ごしやすい街ではないでしょうか。

品川区は、平成8年度から「お休み石事業」という、主にサイコロ型の1人用のベンチを公道に設置する取組を開始し、その存在は区民に親しまれております。現在は285基が設置されており、区としては「設置可能な公道にはおおむね設置されている」との認識だと伺っております。一方で、区民からはベンチを増やしてほしいとの要望を日々いただいております。公道の設置スペースが既にいっぱいであるならば、民間スペースの活用が必要と考えます。

そこで、外出に不便を感じている方の声を参考に以下のことを求めます。①区民向けに現状の交通の便に関するアンケートを行う。要望の多い地域は、バスのサイズにこだわらず、早期に運行を開始さ

せる。②商店街の空きスペース、町会の会館、病院や飲食店の軒下などの民有地へのベンチの設置に助成金制度を創設し、ベンチを街に増やす取組を行う。③近年の猛暑による熱中症のリスクが高まり夏場の買物が困難な場合があり、買物客が減ることで商店街にとっても営業損失が生まれています。アーケードのような日よけのない商店街には、設置が可能であればアーケードの設置、もしくはミストなど暑熱対策の設置に対して助成を行う。以上3点、いかがでしょうか。

以上、私、やなぎさわ聡、一般質問を終わります。ご清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 やなぎさわ聡議員の一般質問にお答えします。

私からは、交通網の拡充と商店街の暑熱対策についてお答えします。

誰もが外出しやすい環境を整えることや暑熱対策を進めることは、区民の日常生活の利便性向上や高齢者などの健康維持の観点からも重要なことであると認識しております。

まず、交通網の拡充についてですが、令和2年度に「品川区地域公共交通基本方針」を策定するに当たり、区民3,000人を対象としたアンケート調査を実施し、その調査結果を踏まえ、コミュニティバスやデマンド交通等の取組方針を決定しております。

今後の交通施策につきましては、現在実施しているコミュニティバスの試行運行やAIオンデマンド交通の実証運行の検証を進めるとともに、区全体の交通サービス向上の観点から区民へのアンケートも含めまして総合的に整理をしております。

次に、商店街の暑熱対策ですが、商店街がアーケードや、微細ミストなど夏場の暑さ対策に資する設備を導入する場合については、都の助成制度が活用可能となっており、区も一部上乘せ助成を行っております。今後とも、各商店街と連携を図りながら、課題解決につながる支援を行ってまいります。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 私からは、地域を支える介護従事者・事業者の声についてお答えいたします。

まず、介護職員居住支援手当についてです。介護保険制度においては、事業者が給与に充てる原資は介護報酬で賄うことが原則ではありますが、介護職の給与水準が全産業平均と比較して低いことや、住宅コストが高いことなどの地域特性を考慮し、昨年度より区独自の手当を創設しました。

ご質問の1点目、相談窓口の設置については、現在、担当部署において電話等での問合せに対応しているほか、申請手引を作成しホームページに掲載するなど、丁寧な周知に努めております。

2点目の個人単位での申請については、本事業は区内介護事業所による人材確保・定着の促進を目的として実施しているものであり、事業者単位での運用としています。個人単位とした場合、勤務実態や重複受給の確認など新たな事務負担が生じることも想定されるため、現行の事業者単位による運用が適切であると考えております。

3点目の支給方法については、職員の処遇改善を図るためには、賃金として確実に受け取れる形で支給されることが重要であると考えております。

4点目の支給要件および対象職種については、20時間という要件は、一定の勤務実態を有する職員を対象とする観点から設定しているものであり、都の事業との整合性も考慮しております。一方で、対象職種の拡大については、今後の人材確保の状況等を踏まえ、さらなる検証が必要であると認識しております。

今後も介護従事者および事業者の声を聞きながら、実情に即した支援の在り方を具体的に検討し、介護サービスを安定的に提供できる体制の確保に努めてまいります。

次に、総合事業です。

総合事業の報酬単価が低いことにつきましては、区としても課題であると認識しております。そのため、地域支援事業の総枠設定や単年度での報酬改定について、引き続き国の動向を注視してまいります。

その上で、助成金制度の創設も含め、地域支援事業を担っていただける事業者への支援策についても検討してまいります。

〔川島地域振興部長登壇〕

○川島地域振興部長 私からは、消費税の影響等についてお答えします。

まず、食料品の消費税率0%への引下げの影響についてです。食料品等の消費税率については、今後、国において具体的な議論や制度設計が進められることから、区として現段階ではその影響について把握しておりませんが、価格設定などに一定の課題があることは認識しております。

また、レジの税率変更については、レジの種類や店舗規模によって、即日終了する場合もあれば、大がかりな改修を要する場合があります。

次に、インボイスの影響調査については、中小企業庁が事業者向けの調査を実施中ですので、区として、まずはその調査結果や国の動向等を踏まえつつ、中小企業の実態について、これまでの「中小企業の景況調査」に加え、新たに導入したオンライン相談システムおよび経営相談時の窓口アンケート等での調査を通じ、把握してまいります。

消費税を含む国の経済対策は、区内事業者の経営状況に密接に関わるものであり、区として、今後もその動向をしっかりと注視し、必要な支援策を実施してまいります。

〔溝口防災まちづくり部長登壇〕

○溝口防災まちづくり部長 私からは、ベンチの設置助成についてお答えいたします。

区内におけるベンチの設置状況ですが、ご案内いただいたとおり、平成8年度から「お休み石」を区道等の適地に設置しており、令和7年度末で285基と23区の中で最も多い設置数となっております。また、公園にもおおむね1,800基以上のベンチが設置されている状況となっております。区内には一定のベンチ数が確保されていると認識しております。

このような状況を踏まえ、民有地へのベンチの設置につきましては、その設置や維持に関わる費用負担と管理上のリスクを含め、当該敷地の所有者や管理者の責任において判断していただくものと考えております。

○やなぎさわ聡議員 ありがとうございます。自席にて再質問させていただきます。

まず、介護職員居住支援手当なんですけれども、区の事務負担が増えてしまうというのはよく分かるんですけれども、4.4億円ほど予算計上されているうちで、半分、2億円近くが執行されていないということで、これだけいい施策であります。ぜひここにマンパワーというかお金を使って、職員を強化させてでも私は実施していただければなというふうに思っておりますので、改めて答弁いただきたいと思っておりますし、やはり地域格差が生まれるから申請しないという事業所があるということなので、これに対してはやはり想定外だったと思っているんですね。この制度を始めたときにこういうことが起きないと思っていたと思うので、ぜひこれに対する改善策というのも考えていただきたいというふうに思います。

そして、総合事業に関しては、区としても課題であると認識していただいているのは非常に、ご答弁いただいたことはありがたいと思っております。ただ、やはりさきの答弁でも、介護事業者、品川区で5年で15件倒産するというところで、大体25%ぐらいが5年間で変わってしまうという状況もあり、ケア

マネジャーさんも必死に何とかサービスを組み立てて今継続させているという状況です。なので、早急な対応を求めたいと思います。

あと、インボイス、消費税に関してですけど、必要な対策を実施する、そのためにも恐らく必要なのは実態の調査だと思いますので、その辺に関して改めてご答弁いただければと思います。

そして、最後のベンチなんですけれども、確かに品川区は23区で非常に多いということで、素晴らしいことではあるんですけれども、私が地域の方の声を拾っていると、やはりベンチがなくて困っている、座る場所が欲しいという声を数多く……

○渡辺議長 やなぎさわ議員、質問をまとめてください。

○やなぎさわ聡議員 なので、数の多さではなくて、区民が必要かどうか、ニーズがあるかどうかだと思いますので、改めてその辺、ご答弁いただければと思います。

以上です。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 私からは、3点の再質問についてお答えいたします。

まず1点目、区の負担ということですが、必ずしも区の負担だけではなく、事業所の負担も増大することが想定されますので、ここについては慎重な対応が必要と考えております。

2つ目、他自治体と兼ねている事業所につきましては、こちらからも丁寧にご説明をしまして、ご理解をいただいて申請をしていただいている事業所もございます。引き続きこの制度の趣旨をお伝えして、申請につながるよう工夫をしていきたいと考えております。

3点目、総合事業についてです。区としても喫緊の課題と考えておりますので、次年度に向けて具体的な対応につきまして引き続き検討していきたいと考えております。

〔川島地域振興部長登壇〕

○川島地域振興部長 インボイスの独自調査という再質問にお答えいたします。

繰り返しにはなりますが、今ちょうど国による調査が実施されたところであります。区としては、まず、その調査結果とそれを踏まえた国の動向等を把握していきたいというふうに考えてございます。あわせて、区として、中小企業へのインボイスの影響については、これまで実施してきました景況調査、それから経営相談の際の窓口アンケート等で引き続き事業者の声を聞きながら現状把握に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔溝口防災まちづくり部長登壇〕

○溝口防災まちづくり部長 私からは、ベンチ設置についての再質問にお答えさせていただきます。

区といたしましても、高齢者等の健康維持の観点から、積極的に外出されることは重要だというふうに考えております。そういったことから、平成8年度からお休み石を設置し、区内にベンチ等を設置したところでございます。民有地への補助ではなくて、区内にベンチが必要ということであれば、また個別にその設置の場所の歩行者空間ですとか周辺のベンチの設置状況など、そういったものを整理しながら、お休み石事業としてベンチの設置をしていきたいというふうに考えているものでございます。

○渡辺議長 以上でやなぎさわ聡議員の質問を終わります。

次に、石田秀男議員。

〔石田秀男議員登壇〕

○石田秀男議員 森澤区長の与党、品川区議会自民党・無所属の会を代表して、まちづくりのハードを

中心に質問します。

庁舎跡地活用の基本的な考え方の検討状況について伺います。

11月28日のまちづくり公共交通推進特別委員会で報告がありました。まず初めに確認します。庁舎跡地等活用検討委員会が令和5年8月から令和6年7月まで開催されました。5つの活用テーマに沿って様々な前向きな提案がされたと考えています。その中で、ある委員から「200億円の財政負担を軽減すると言われ、品川区はお金がないからあまり意見が言えなかった」と言われました。そして、対話型市場調査が令和5年9月および令和7年5月に行われました。令和5年、令和7年とも200億円の負担軽減が含まれていたため、その結果、令和5年は中央公園が含まれていましたが、具体的な提案はほとんど見られず、令和7年の調査では中央公園が抜かれ、現庁舎跡地の範囲で行われました。その結果、半数以上の事業者が200億円を負担しつつ公益機能の床を一定程度確保することが可能という回答になりました。そして、定期借地を想定するとともに、区民ニーズのかなうまちづくりの実現と200億円の財源創出を想定し、今後の検討を進めていくと報告されました。また、現庁舎跡地活用検討業務委託が本年1月20日締切りで募集され、予定額は4,960万円であります。今年3月までに事業手法の方向性を検討し、令和8年度から令和9年度でプランの策定を行う予定です。これまでの経緯を書かせていただきました。事実確認としてはこれでよいか答弁をお願いいたします。

そして、現在検討が進められているのは、「タワーマンション建設（定期借地権）と公益機能の床を活用した施設の合築案」が中心と考えます。この案は、定期借地権による約200億円規模の収入確保、大井町地区のにぎわい創出、公共施設としての持続的な運営の可能性という、いずれも重要な政策目的を同時に達成する必要がある。極めて重要な政策目的を同時に達成するという必要がある非常に重要な案件であると認識しております。私も事業者の数件の方から話を伺いましたが、200億円の収入確保が要件にあればタワーマンションの定期借地にならざるを得ないと話を伺いました。また、この計画を行うとなると、タワーマンションの販売価格は、この立地や現在の建築費、市場が同様と考えても、販売価格の坪単価は900万から1,000万強と考えられます。定期借地を考えても、1戸当たり1億円から、最上階などは、広さにもよりますが、数億円規模になると考えられます。跡地を活用し、結果として億ションを販売することに対するご見解をお聞かせください。

私もこの質問をするに当たり地域の方や事業者など様々な方と意見交換や議論、レクチャーをいただき検討を重ねる中で、居住機能と公益機能の床を活用する合築や併設案については、施設運営、都市構造、将来的な柔軟性の観点から慎重な再整理が必要ではないかと考えます。特定の手法を否定することを目的とするのではなく、旧庁舎跡地、しながわ中央公園という戦略的用地が大井町全体の将来価値を最大化する形で活用されることを願い、検討材料の1つとして提案します。

①大井町トラックス完成後の大井町は、「点はできたが面になっていない」。目的地としては強くなったが、街としての回遊力、滞在力が弱いことが最大の弱点と考えます。トラックスは高品質な施設で、都市構造上「行って、楽しんで、帰る」という自己完結型施設となっています。来場者が大井町からトラックスへ行き来して帰宅で完結。周辺商店街や別エリアへの波及が弱い。「次に行く場所」が明確でない。つまり、にぎわいの発電所はあるが、送電網が弱い状態と考えます。

②本来、大井町は、JR、りんかい線、東急、下神明駅、広い公共用地（庁舎跡地・公園）、立会道路の桜、駅前の中央通り、きゅりあん、東小路飲食街など、非常に高いポテンシャルを持っています。しかし、現状は、トラックスは駅西側で人の動きが止まる。下神明駅方面は「生活動線」で終わっている。観光、来街者動線としての設計がされていない。下神明駅は「使える駅」だが「使われる駅」にな

っておらず、構造的な弱みと考えます。

③大井町に足りないのは、「ここに来れば、これがある」というもう1つの明確な顔。大井町はまだ「何の街」かが一言で言えない、よく分からないと考えます。

④だから、中央公園、庁舎跡地が最後のピースとなり、ここが重要になると考えます。トラックス完成後の弱みは、施設が足りないことではなく、都市の編集、街の利点・ポテンシャルの結びつけが未完成なことであります。だからこそ、下神明駅を「にぎわい動線」に変える。下神明ー中央公園ー庁舎跡地ートラックスとつながる拠点連携。平日でも人が集まるコンテンツを入れる。民間再開発との連携など、拠点をつなぐ装置であるべきと考えます。もし庁舎跡地をタワーマンションにすると、人の流れは内部で完結、外部へのにぎわい波及は限定的、都市の弱みを補強できないという構造になります。

そこで提案です。再度申し上げます。中央公園、庁舎跡地は、トラックス後の大井町全体の将来価値を最大化する最後のピースとして重要な場所と考えます。現庁舎跡地活用検討業務委託とは別に、大井町全域を見据えた回遊型まちづくりを視野に入れた庁舎跡地、中央公園、下神明駅周辺まで含めた土地利用・まちづくりの方向性検討のための予算措置を行い、プロポーザル方式での委託事業者選定・提案をしてもらうことを早急に行っていただきたいと考えます。その内容には、200億円の枠を外し、実質収入や経済効果を30年から70年で設定し、運営事業者までチームとして提案してもらう方法を取るべきと考えます。運営事業者までチームとすることを考えると、設計コンサルやPFIコンサルではなく、PFI実績のあるデベやゼネコンを中心としたコンソーシアムによる提案が有効と考えます。オープンな形で比較し、よりよい選択をしていくべきと考えます。それぞれご見解をお聞かせください。

次に、社会資本整備総合交付金要綱の改正について伺います。

令和7年4月1日、国は工事費高騰下においても事業の着実な実施を図るため、必要性、緊急性の高い市街地再生事業等への支援の重点化および事業マネジメントのさらなる徹底の要件化等のため、改正が行われました。都市再開発法第2条の3第1項2号および第2項地区の区域内で、これは令和8年度末までに都市計画決定されるものは旧要綱が適用されます。それ以降は「2号2項地区」に加えて、①都市機能誘導区域、②特定都市再生緊急整備地域、③防災再開発促進地区、④被災市街地復興推進地域のいずれかの位置づけが必須となります。国交省も、交付金は、国が地方自治体に対して、住宅・社会資本の整備を目的に、交通、都市環境、防災など基幹的な事業とそれに関連する事業を、幅広い分野とニーズに合わせた計画に基づき、それらを一体的に支援する財源です。自治体は「社会資本総合整備計画」を作成して国土交通省に提出し、これに基づく事業に対して交付金が交付されますとされています。このたびの改正は、「再開発補助金が全廃される」という意味ではなく、選択と集中により、適正・的確に資本投下を行うことで、より制度目的に即したものに適合される方向にシフトしているとしています。

具体的に品川区の場合、今後①から④の位置づけが必要とされる可能性がある地区は、東五反田一丁目地区、東五反田二丁目第5地区、東五反田二丁目第4地区、品川浦周辺地区（北、西、南）、北品川三丁目地区です。このうち、東五反田二丁目第4地区は都市計画決定が令和8年度中になる可能性があり、品川浦西地区の一部は②に該当しています。「補助金が出なくなった」のではなく「街の役に立たない再開発には出さない」という国の姿勢に変わっただけであります。この改正をポジティブに捉え、「本当に街の役に立つ形につくり直す」よい機会を与えられたと考えるべきと考えます。

そして、この品川浦周辺地区や北品川三丁目地区も主目的を再度見つめ直し、30年から50年後にやってよかったと思われる事業にしていく必要があると考えます。①防災は、帰宅困難者、一時滞在施設、

耐震更新、防災備蓄施設、雨水貯留、内水対策、品川浦高潮護岸整備、無電柱化。②交通結節機能は、交通広場設置、北品川新駅舎の外観整備、新駅高架下の活用、歩道橋の設置、都バス車庫の再整備、品川浦人道橋の整備、品川駅からの歩行者動線や次世代モビリティ動線の受入れ。③にぎわいは、旧東海道（以下旧東）の町並みを江戸風など和を感じさせる修景にする。現在の道幅は変更しない。駅前広場再編と有効利用、駅西側の活性化、高架下との連携、旧東沿いの建物は低層とする。旧東入り口の修景、旧東入り口周辺に目玉となるシンボルや施設を設置、三角地の有効活用、屋形船、釣り船を中心とした船着場の整備、品川浦沿岸の植樹、歩行者ネットワーク、旧東の筋違いは残す。④子育て、高齢者拠点の整備、都営住宅の建て替え、公共床を活用した施設整備。⑤地域医療、拠点病院の再整備など。

地元では平成24年から勉強が始まり、現在、準備組合も立ち上がり、都市計画決定に向け、地域とも話し合いながら熱い思いを持って再開発の実現に向け活動中であり、地域の中では強い関心と期待を持ってその動きを注視していると理解しています。

その地元の声や先ほど述べた未来によかったと思われるようなまちづくりにするため、現段階では最も合理的であると考えられる「立地適正化計画」を区、都、京急、準備組合、地域、地権者と共に作成していただきたいと考えます。ご見解をお聞かせください。

次に、大規模建築物建設時の喫煙所設置を促す条例について伺います。

23区で大規模建築物に関する条例等を制定しているのは品川区を含め13区で、そのうち喫煙所設置に関する条項があるのは港・中央・渋谷・千代田の4区であります。国は健康増進法を改正し、東京都は、国よりも厳しい受動喫煙防止条例を策定し、健康被害から都民を守るために厳格な規制が必要と判断したと言われています。私もそのとおりだと考えます。多くの場所を禁煙にすることが効果的と言われています。一方、喫煙場所の不足は、路上喫煙の増加など、新たな問題を生む可能性が指摘されています。品川区も、令和7年4月1日から、品川区民間公衆喫煙所設置等助成制度が面積要件の緩和や助成率のアップが図られました。これまで自民党も要望してきた政策で、実現されよかったと考えていますが、実績があまりないと感じています。現状と強化策をお知らせください。

そして、令和7年7月1日から区内全域の道路や公園などの公共の場所などでの喫煙が禁止されるよう規制が強化されました。区の論理も理解できます。再開発、オフィス街化、子育て世帯への流入、「クリーンで安全な街」というブランドイメージ戦略としては一貫しています。ただし、これは管理しやすい、メッセージ性が強い一方で、実態との摩擦を覚悟した政策とも言えます。行動の分岐点は200メートルと言われています。単純計算すると約180か所になります。行為を禁止すると行為は消えずに移動します。「守らせる」より「守りたくなる動線をつくる」、この差が実効性を分けると考えます。喫煙場所を増やすことが必要と考えます。ご見解をお聞かせください。

そして、渋谷区等を参考に、品川区版大規模建築物条例、一定の延べ床面積を超える建物を新たに建設する際には、床面積に応じて決められた広さ以上の喫煙所を定め、選択制ではなく義務化する条例を設置すべきと考えます。ご見解をお聞かせください。

次に、水辺の街づくりについて伺います。

天王洲の持っている「本当の武器」、強みは、水辺（運河・海）、羽田に近いモノレール、りんかい線、アート、倉庫文化の蓄積、都心近接だが「余白」があるなどで、「東京の中で唯一都市型ウォーターフロント観光」が成立する場所と考えます。水辺×インバウンド×官民連携を「点」ではなく「面」で仕掛けないと天王洲は確実に終わると考えます。区は天王洲の状況をどのように捉えているのか伺います。天王洲は、今、再投資するか空洞化するかの分岐点にあると考えます。水辺とインバウンドを軸

に官が土台をつくり、民が動ける環境をつくらなければ、15年後には取り返しがつかないことになると思います。ご見解をお聞かせください。

アイルしながわの暫定をチャンスと考え、来年度1年かけて、規制緩和、都との調整、実証実験の旗振り役としてアイルしながわを再来年から年度延長し「天王洲実験区」に位置づけ、失敗できる環境をつくるのが区の仕事でもあると思います。幸い、来年度はポケモンフェスやラクロスの女子世界大会、「TOKYO ATLAS」などがあります。一度「問題なく使えた」実績は最大の資産となり、使用ルールやガイドライン、都、区との合意形成など、「できた」事実も残せます。まず来年度でアイルしながわの今後を再度検討していただきたいと考える。ご見解をお聞かせください。

アイルしながわには栈橋があります。「観光定期便」は水上交通の玄関口となります。海洋大学にはボート部用など様々な栈橋があります。連携し「教育、研究資源の社会還元」や「観光イベント」の活用を検討していただきたいと考える。あわせて、レガッタ開催など京浜運河の活用も必要と考える。ご見解をお聞かせください。

そして、勝島運河の防潮堤が60センチかさ上げが予定されています。勝島運河周辺では、立会川幹線雨水放流管工事、立会川河口部に高潮対策の水門整備、立会川水位低下後の遊歩道化、人道橋の設置、なぎさ会館、隣接地の再整備、活用、「しながわ花海道」の護岸修景、佐川急便側の護岸の整備活用など、多くの計画が予定されています。この防潮堤整備をチャンスと捉え、一体的に進めることが最善と考える。ご見解をお聞かせください。

水族館のリニューアルが本年度末までに整備、運営の再検討が行われていると認識しています。水族館が夕方5時で閉まるのは、今のライフスタイルとは大きく乖離しています。公の施設であっても、区民が利用できる時間帯に開いていなければ意味がなく、整備運営手法の再検討に当たり、夜間営業を前提とした運営設計に転換すべきと考える。近隣住民との約束は非常に重要で、かつ丁寧さが求められます。「約束を破る」のではなく「約束を更新する」手法を取るべきと考える。多くの場合、「時間」そのものより「影響を出さない」ことが本質と考える。リニューアルを機に、大井競馬場など周辺施設との連携も強化するべきと考える。また、勝島南運河の活用も併せて検討していただきたいと思えます。ご見解をお聞かせください。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 石田秀男議員の一般質問にお答えします。

私からは、水辺の街づくりについてお答えします。

品川区には多様で豊かな水辺が存在しており、これらを活用し、「水を感じ、楽しみ、憩える水辺のにぎわい」を創出することが重要と認識しております。そのため、令和6年度に「品川区水辺利活用推進計画」を策定し、多様な水辺体験の創出や、水辺の回遊性向上などの取組を進めております。また、こうした取組を連携して進めるため、先日2月12日には、舟運や水辺の将来像について東京都知事や港区長、江東区長と意見交換をしたところです。

天王洲地区は、業務や商業を中心に発展してきましたが、近年、定住人口が増加傾向にあるなど、まちの在り方が変化してきていると認識をしております。令和4年にはエリアマネジメント天王洲と区で構成される「水とみどりの天王洲エリアプラットフォーム」が設立し、「天王洲アイル未来ビジョン」を策定いたしました。ビジョン策定以降、にぎわい創出に向け、公共空間でのスポーツイベントの開催や産学連携による居心地のよい水辺づくりなど、実証実験を行ってまいりました。今後とも天王洲地区

が発展していくよう、官民連携して様々な取組を進めてまいります。

次に、アイルしながわにつきましては、将来的な解体経費や都市地の制約などを踏まえながら、現在、令和9年度からの暫定活用延長に向け、活用方法等の課題の整理を進めているところです。ご指摘いただいた来年度に開催される国際美術展「TOKYO ATLAS」などの大規模イベントや実証実験等の利用を通じ、天王洲地区の特性や強みを最大限に活用できるよう、様々な可能性を探りながら本施設の今後について検討を進めてまいります。

次に、棧橋や京浜運河の活用につきましては、これまでアイルしながわに隣接する東品川二丁目船着場において、しながわクルーズや民間事業者による定期運行などの利活用を進めてまいりました。さらに、京浜運河にはそのほかにも船着場が多く存在していることから、水辺の回遊性向上に向けて船着場の連携を強化してまいります。また、非動力船の活用も視野に入れた水辺拠点の形成に向け、アイルしながわの活用に合わせて、東品川二丁目船着場の改修を検討してまいります。

〔鴫田広町事業担当部長登壇〕

○鴫田広町事業担当部長 私からは、現庁舎跡地の活用に関するご質問にお答えします。

初めに、検討の経緯についてですが、議員ご指摘のとおり、令和5年度から6年度にかけて、区民ニーズを把握するため、庁舎跡地等活用検討委員会を開催し、令和5年度と7年度には、民間事業者に対話型市場調査を実施してきたところでございます。また、今年度、事業手法の方向性等を示す「庁舎跡地活用の基本的な考え方」を作成した上で、令和8年度から9年度にかけて、活用プランを策定する予定です。

庁舎跡地の導入機能につきましては、検討委員会の中で把握した幅広い区民ニーズの実現と区民負担の軽減に向けて検討を行っているところです。具体の導入機能につきましては、区民ニーズとして挙げられているにぎわいや防災機能等の充実を含め、今後策定する活用プランの中で検討を深めてまいります。

最後に、事業範囲と事業者の提案・選定については、下神明駅周辺のまちづくりは数十年規模に及ぶ長期にわたる検討が必要になるとされていること、また、しながわ中央公園は都市計画法で定めるところの都市計画公園であることに留意する必要がございます。このため、本事業につきましては、現庁舎の跡地を対象に検討を行い、その際、現在の中小企業センターの敷地などとも連携しながら、相乗効果が発揮されるよう進めてまいります。

また、庁舎跡地の活用に当たっては、区民負担を軽減するための一定の財源確保は必要ですが、昨今の土地価格や物価および金利の上昇、建設工事費の高騰などを踏まえ、改めて精査するとともに、ご指摘の経済効果などについても併せて検討をしてまいります。なお、具体の事業予定者の選定方法につきましては、今後、事業者募集の段階で示してまいります。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 私からは、品川浦周辺地区のまちづくりにおける立地適正化計画の作成と大規模建築物建設時の喫煙所設置についてお答えいたします。

初めに、立地適正化計画の作成についてです。

現在、品川浦周辺地区では、まちづくりの主体であります地域住民が、品川区まちづくりマスタープランをはじめ、関連する計画に基づき、まちの将来像の実現や課題解決を図るため、まちづくりの検討や関係団体との協議などを進めていると聞いております。

区としては、地域でのまちづくりの検討状況や国の要綱改正の内容も踏まえ、地域からの声を改めて

聞いていくことが重要と考えており、昨年12月に意見交換会を実施したところであります。

立地適正化計画は、人口減少社会を見据え、都市構造の再編を図ることを目的としており、居住を誘導して人口密度を一定以上に維持する区域や、都市機能の誘導を図る区域を設定し、コンパクトなまちづくりを促進するための計画であります。本計画は、区全域を対象として策定することとされていることから、区としましては、現時点で直ちに策定に取り組む状況にはありませんが、まちづくりの主体である地域の声をお聞きし、また、他自治体の状況などや、区内全域にわたるまちづくりの状況なども踏まえながら、必要な対応を図ってまいります。

次に、大規模建築物建設時の喫煙所設置についてです。

まず、民間喫煙所設置助成制度につきましては、民間事業者が公衆喫煙所を設置する経費の助成を通じて公衆喫煙所の整備促進を図るもので、本年度から補助率を10分の10に引き上げたところ、2か所の喫煙所の新設につながりました。区では、喫煙所の増設は路上喫煙防止に有効と考えているため、新たな周知媒体を作成するほか、SNSなどを活用し、引き続き補助制度の周知を強化し、民間事業者と連携した喫煙所整備を推進してまいります。

次に、条例制定についてです。区では、開発環境指導要綱により、一定規模以上の建築物に対し、地域利用に資するスペースの設置を促してまいりました。喫煙所の設置を規定することについては、民間喫煙所の設置が進んできていることから、条例による義務化は、喫煙所設置要請の状況などを見極めつつ、まずは要綱の次回改定時に検討してまいります。

[溝口防災まちづくり部長登壇]

○溝口防災まちづくり部長 私からは、水辺のまちづくりについての質問のうち、まず、勝島運河周辺の整備についてお答えいたします。ご指摘のとおり、品川区による（仮称）勝島人道橋の整備やしながわ花海道水辺広場の修景、東京都による雨水放流管工事や護岸、樋門の整備など、様々な事業が実施または計画されていると認識しております。これらの事業が一体として進むよう東京都の各事業主体との連携や協議を進め、立会川・勝島地区のまちづくりビジョンに示す「ひと・みず・みどりが育むうるおいあるまち」の早期実現を図ってまいります。

次に、水族館のリニューアルにつきましては、利用者数の向上に向け、営業時間の柔軟な設定や大井競馬場など周辺施設との連携強化を含め、利用者を増やす仕組みづくりを検討してまいります。今後も、リニューアルオープンに向け、より魅力的で多くの方に楽しんでいただける水族館を目指して、さらなる民間活力の導入なども含めまして、様々な検討を進めてまいります。

○石田秀男議員 それぞれ答弁ありがとうございました。庁舎の跡地だけ再質問させていただきたいと思います。

どうしても、今おっしゃったように都市計画公園、これのことがあったりとか、私もこれをやるに当たっては相当調べて言っているつもりでありますので、それは分かります。面積の問題があるとか、時期の問題があるとか、そういうことも必ずあると思いますが、そういうことを含めて、それで先ほども言いましたように提案をしてもらおうということが大切だということを私は言っているのです。それから、下神明駅の年数がかかるというのも、これも話は分かっています。これも分かっているんだけど、じゃあ、その方向性を行政が打ち出す。提案をしてもらって、これがいいんじゃないか。それは駄目なら駄目で外せばいいんです。別に何もそんな私はそういうことを言っているわけじゃなくて、どうぞ1つの提案としてそういうものを予算をつけてやってもらったほうがそういう比較対象ができるでしょうと。そういうことで先に提案、そういうことで比較をして比べた場合、この大井町の全体を考えた場合、

どちらがいいですか、こういう話のものが出てくる。出てこなければやめればいい。こういうことをやったほうがいいんじゃないですかということを言ったつもりだと思っておりますので、それについてはもう1つお答えをいただきたいなと思います。それだけにしておきます。

〔鴫田広町事業担当部長登壇〕

○鴫田広町事業担当部長 私からは、現庁舎跡地の活用に関する再質問にお答えします。

民間事業者から有効な提案を受けるに当たっては、区民ニーズの実現に向け、区としてまちづくりのコンセプト、また導入機能の条件などを示すことが重要だと考えており、今後策定する活用プランの中で検討を進めてまいります。また、その後、民間事業者の募集と選定を行うこととなりますが、その中で、効果的な提案の募集方法や実現できる審査体制、選定方法、こういったものの検討を進めてまいります。なお、その具体的な内容につきましては、今後、事業者募集の段階で示してまいります。

○石田秀男議員 再々質問なんてするのは初めてだと思いますが、そういうことは踏まえてもちろん言っているつもりでありまして、先ほども言いましたけれども、チームをつくって提案してもらおうというのは、設計コンサルだろうと、PFIコンサルだろうと、それは無理があるという、私は勉強した中ではそういうある一定度の結論になっているわけです。今のお答えは、その中でやっていくという話だから、それはもう無理なの、そこから出てくる話なんかないの。そういう意味でそういう提案をしている。だから、PFIを経験しているデベ、それでお金がかからない手法はどうしたらいいんだ、そういう公園はどうしたら、そういう提案をしてもらったほうがいいんじゃないですかと言っているんだけど、そういう答えが来るから再質問したくなっちゃう。それはぜひもう一度そこでどう考えているか教えてください。

〔鴫田広町事業担当部長登壇〕

○鴫田広町事業担当部長 私からは、再々質問についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、民間提案をいろいろ活用してまちづくりを進めていくこと、これは大変重要だと思っております。また、本事業につきましても、官民連携手法、これによって進めていくこともまた事実でございます。そうした全体像を進めていく中で、やはり議員ご指摘のとおり、先ほども答弁がありましたけれども、下神明、中央公園、庁舎跡地、そしてトラックス、そうした動線や連携について主張されているものと認識しております。今回の庁舎跡地の活用にあたっては、現庁舎跡地も対象に検討を行ってまいります。その際にしっかりと民間のこと、また、これからもサウンディング調査、そういうものを進めていきたいと考えています。そういった中で、民間のいろいろな様々な提案を取り入れながら、この庁舎跡地の活用を進めていきたいと考えてございます。

○渡辺議長 以上で石田秀男議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。

区長から地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告5件、監査委員から令和7年10月、11月および12月各月末日現在における出納検査の結果について、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、配付してあります。

次に、日程第2から日程第42までの41件を一括議題に供します。

日程第2

第10号議案 品川区公告式条例の一部を改正する条例

日程第3

第11号議案 品川区行政手続条例の一部を改正する条例

日程第4

第12号議案 品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

日程第5

第13号議案 品川区職員等のハラスメントの防止等に関する条例

日程第6

第14号議案 品川区職員定数条例の一部を改正する条例

日程第7

第15号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

日程第8

第16号議案 非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第9

第17号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第10

第18号議案 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第11

第19号議案 品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

日程第12

第20号議案 品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

日程第13

第21号議案 品川区立保育所条例の一部を改正する条例

日程第14

第22号議案 品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第15

第23号議案 品川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

日程第16

第24号議案 品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例

日程第17

第25号議案 品川区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

日程第18

第26号議案 品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

日程第19

第27号議案 品川区立大原児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

日程第20

第28号議案 品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

日程第21

- 第29号議案 品川区立障害児者総合支援施設条例の一部を改正する条例
日程第22
- 第30号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第23
- 第31号議案 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例
日程第24
- 第32号議案 品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例
日程第25
- 第33号議案 品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第26
- 第34号議案 品川区建築物不燃化促進助成条例の一部を改正する条例
日程第27
- 第35号議案 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例
日程第28
- 第36号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
日程第29
- 第37号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第30
- 第38号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第31
- 第39号議案 品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第32
- 第40号議案 電線共同溝等工事（競馬場通り）委託契約の変更について
日程第33
- 第41号議案 （仮称）勝島人道橋上部工整備工事請負契約の変更について
日程第34
- 第42号議案 勝島地区雨水管整備工事請負契約の変更について
日程第35
- 第43号議案 第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）請負契約の変更について
日程第36
- 第44号議案 鈴ヶ森小学校校舎改築工事請負契約
日程第37
- 第45号議案 源氏前小学校改築工事請負契約の変更について
日程第38
- 第46号議案 専決処分の承認を求めることについて

日程第39

第47号議案 遺贈の放棄について

日程第40

第48号議案 指定管理者の指定について

日程第41

第49号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第42

第50号議案 専決処分の承認を求めることについて

○渡辺議長 本件について説明願います。

〔堀越副区長登壇〕

○堀越副区長 第10号議案、品川区公告式条例の一部を改正する条例について。

本案は、区民の利便性の向上ならびに行政運営の簡素化および効率化を図るため、条例の公布に必要な区長の署名を電子署名により行うことを可能とするとともに、規則の公布等に際して行う区長の署名を不要とするほか、条例および規則の公布等を区のウェブサイトでも行うことを可能とするものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第11号議案、品川区行政手続条例の一部を改正する条例について。

本案は、行政手続法が改正されたことに伴い、聴聞の実施等に係る通知の公示の方法を見直すものであります。

本条例は、令和8年5月21日から施行するものであります。

次に、第12号議案、品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方自治法等が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、令和8年9月24日から施行するものであります。

次に、第13号議案、品川区職員等のハラスメントの防止等に関する条例について。

本案は、職員等に対するハラスメントの防止等を図るため、区長等、職員および管理監督者の責務、ハラスメントの防止等のための措置、ハラスメントに係る苦情相談を申し出た職員等への対応に関することなどを定めるものであります。

このほか、区長等からのハラスメントに係る苦情相談等に関する事実関係を調査審議するため、区長の附属機関として品川区ハラスメント問題調査委員会を設置するものであります。

なお、当該委員会の委員の報酬額を定めるため、付則において品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正を行っております。

本条例は、令和8年7月1日から施行するものであります。

次に、第14号議案、品川区職員定数条例の一部を改正する条例について。

本案は、児童相談所における体制整備等による増員を行う一方、行財政の見直し等による減員を行い、職員の定数を2,703人から49人増員の2,752人とするほか、教育公務員特例法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第15号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき職員を派遣することができる団体として、地方税共同機構を追加するものであります。

本条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第16号議案、非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、東京都人事委員会勧告に伴い、東京都地域保健事業連絡協議会にて医師の出務時の日額報酬が改定されたことを踏まえ、非常勤職員に係る報酬の上限額を見直すものであります。

本条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第17号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、令和7年10月14日に行われました特別区人事委員会勧告等を踏まえ、職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、職務・職責をより重視した給料体系の実現のため、一般事務、栄養士、保健師等の管理職に係る給料表を改めるものであります。

第2に、一般事務等の部長級の職員について、標準の昇給号給数を零号給に見直すものであります。

第3に、管理職員特別勤務手当について、週休日等以外の日の支給対象時間を拡大するなど、当該手当の支給要件を見直すものであります。

第4に、技能・業務系職員に係る人事制度の見直しに伴い、当該職員に係る給料表を改めるものであります。

なお、平成30年度に行われた行政系人事制度の見直しによる給料表の切替えに伴う差額支給を終了するため、付則において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正を行うほか、規定を整備するものであります。

本条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第18号議案、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

本案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、主務教諭の職が創設されることに伴い、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例外3条例の規定を整備するものであります。

本条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第19号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、施設の老朽化に伴い、改築工事を実施することから、東五反田児童センターを第一日野小学校跡地に仮移転するものであります。

本条例は、令和8年7月21日から施行するものであります。

次に、第20号議案、品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、品川区子ども家庭支援センターおよび品川区地域子ども家庭支援センター荏原の位置を変更することに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、品川区子ども家庭支援センターについて、土地および建物の賃貸借契約期間の満流に伴い、同センターの位置を品川区役所第3庁舎内に変更するものであります。

第2に、品川区地域子ども家庭支援センター荏原について、荏原複合施設大規模改修工事の竣工に伴い、同センターの位置を改修後の荏原保健センター内に変更するものであります。

本条例中、品川区子ども家庭支援センターに係る改正規定は令和8年4月27日から、品川区地域子ども家庭支援センター荏原に係る改正規定は同年5月7日から施行するものであります。

次に、第21号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例について。

本案は、保育所の移転等を行うことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、三ツ木保育園について、公私連携型保育所へ移行するため、公の施設としての位置づけを廃止するものであります。

第2に、東五反田保育園について、園舎の老朽化に伴い、改築工事を実施することから、同保育園を第一日野小学校跡地に仮移転するものであります。

本条例中、三ツ木保育園の廃止に係る改正規定は令和8年4月1日から、東五反田保育園の所在地変更に係る改正規定は同年7月21日から施行するものであります。

次に、第22号議案、品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第23号議案、品川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について。

本案は、こども誰でも通園制度の創設により、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、特定乳児等通園支援事業者が従わなければならない運営に関する基準を定めるものであります。

本条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第24号議案、品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例について。

本案は、都営小山台民生住宅の跡地に、品川区立地域密着型多機能ホームを設置するものであります。

施設の名称は品川区立小山台地域密着型多機能ホーム、所在地は品川区小山台二丁目4番9号で、介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護および介護予防認知症対応型共同生活介護の各サービスを提供するものであります。

本条例は、令和10年4月1日から施行するものであります。

次に、第25号議案、品川区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について。

本案は、農林水産省の国家公務員宿舎跡地に、品川区立特別養護老人ホームを設置するものであります。

施設の名称は品川区立小山台特別養護老人ホーム、所在地は品川区小山台二丁目4番5号で、介護保険法に規定する介護福祉施設サービスおよび短期入所生活介護のサービスを提供するものであります。

本条例は、令和10年4月1日から施行するものであります。

次に、第26号議案、品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、財務省の国家公務員宿舎跡地に、次にご説明いたします品川区立小山台児童発達支援センターに併設して、品川区立知的障害者福祉施設を設置するものであります。

施設の名称は品川区立小山台福祉園、所在地は品川区小山台二丁目5番13号で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に規定する生活介護および就労継続支援のサービスを提供するものであります。

このほか、障害者総合支援法が改正されたことに伴い、規定を整備しております。

本条例は令和10年4月1日から施行し、規定整備に関する改正規定は公布の日から施行するものであります。

次に、第27号議案、品川区立大原児童発達支援センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、ただいまご説明いたしました品川区立小山台福祉園に併設して、児童福祉法に規定する児童発達支援等のサービスを提供する品川区立小山台児童発達支援センターを設置するものであります。

なお、本施設の設置を踏まえて、条例の名称を品川区立児童発達支援センター条例に改めております。このほか、障害者総合支援法が改正されたことに伴い、規定を整備しております。

本条例は令和10年4月1日から施行し、条例の名称に関する改正規定および規定整備に関する改正規定は公布の日から施行するものであります。

次に、第28号議案、品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例について。

本案は、障害者総合支援法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第29号議案、品川区立障害児者総合支援施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、児童福祉法および障害者総合支援法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第30号議案、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律において障害者総合支援法が改正されたことに伴い、品川区立知的障害者グループホーム条例外2条例の規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第31号議案、品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、介護保険法施行令が改正されたことを踏まえ、令和8年度における介護保険の第1号被保険者に係る保険料率の算定について、令和7年度税制改正前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する基準等の特例を定めるものであります。

本条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第32号議案、品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例について。

本案は、区が期間を定めて借り上げている高齢者住宅アツミマンションについて、建物所有者との契約を更新することに伴い、当該住宅の使用料を月額7万8,000円に改めるものであります。

本条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第33号議案、品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方税法が改正されたことに伴い、公示送達の方法を見直すものであります。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものであります。

次に、第34号議案、品川区建築物不燃化促進助成条例の一部を改正する条例について。

本案は、都市防災不燃化促進事業における不燃化促進区域に係る不燃化率の早期向上を図るため、高齢者または障害者等が当該区域における耐火建築物等を建築する際の助成金を拡充するものであります。

本条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第35号議案、品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、自転車を利用する場合における区営自転車等駐車場の定期利用に係る使用料について、上限額を2,500円から2,300円に引き下げるものであります。

本条例は、令和8年10月1日から施行するものであります。

次に、第36号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令等が改正されたことに伴い、介護補償の額および補償基礎額を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第37号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、特別区人事委員会勧告等を踏まえ、学校教育職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、東京都の教育管理職に係る給与制度の見直を考慮して、統括副校長および副校長に係る給料表を改めるものであります。

第2に、管理職員特別勤務手当について、週休日等以外の日の支給対象時間を拡大するなど、当該手当の支給要件を見直すものであります。

第3に、学校教育法が改正され、主務教諭の職が創設されることに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第38号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、管理職員特別勤務手当について、週休日等以外の日の支給対象時間を拡大するなど、当該手当の支給要件を見直すものであります。

本条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第39号議案、品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、公職選挙法施行令が改正されたことを踏まえ、区議会議員および区長の選挙運動に係るビラおよびポスターの作成の公費負担の単価を引き上げるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第40号議案、電線共同溝等工事（競馬場通り）委託契約の変更について。

本案は、令和4年第2回定例会で本契約の議決をいただきました電線共同溝等工事（競馬場通り）委託契約におきまして、契約の相手方との協議に基づき、契約当初と比べて賃金水準および物価水準に変動が生じたことから契約金額を変更するほか、施工業者に関する働き方改革等を踏まえて施工計画を見直す必要が生じたことによる契約金額の変更および工期の延長に伴う債務負担行為の追加を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を4億119万8,997円から6億1,739万3,289円に改めるとともに、支出科目等において令和8年度および令和9年度債務負担行為を追加するものであります。

次に、第41号議案、（仮称）勝島人道橋上部工整備工事請負契約の変更について。

本案は、令和7年第2回定例会で本契約の議決をいただき、令和7年第4回定例会で契約変更の報告

をいたしました（仮称）勝島人道橋上部工整備工事請負契約におきまして、人道橋の品質向上等を図るため、施工方法を見直すことなどによる契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容いたしましては、契約金額を6億7,445万6,200円から7億7,314万9,300円に改めるものであります。

次に、第42号議案、勝島地区雨水管整備工事請負契約の変更について。

本案は、令和6年第4回定例会で本契約の議決をいただきました勝島地区雨水管整備工事請負契約におきまして、施工箇所周辺における埋設物への影響を抑えるため、掘削工法を変更することなどから、工期を延長する必要があるとしたことによる契約金額の変更および債務負担行為の追加を提案するものであります。

変更の内容いたしましては、契約金額を5億8,333万円から8億3,724万3,000円に改めるとともに、支出科目等において令和9年度債務負担行為を追加するものであります。

次に、第43号議案、第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）請負契約の変更について。

本案は、令和7年第1回定例会で本契約の議決をいただき、令和7年第2回定例会で契約変更の報告をいたしました第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）請負契約におきまして、下水道管に接続される取水管の位置の変更に伴い、下水道管の補強を追加することなどによる契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容いたしましては、契約金額を22億7,018万円から24億2,523万6,000円に改めるものであります。

次に、第44号議案、鈴ヶ森小学校校舎改築工事請負契約について。

本案は、鈴ヶ森小学校について、施設の老朽化が進んでいることなどから、改築工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は76億8,680万円、契約の相手方は、中央区日本橋本町一丁目9番1号、鴻池・大洋・小坂建設共同企業体、代表者、株式会社鴻池組東京本店取締役専務執行役員本店長、安居院徳重で、支出科目等は、令和7年度一般会計、令和8年度から令和13年度まで債務負担行為であります。

なお、工期は、契約締結の日の翌日から令和13年12月19日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第45号議案、源氏前小学校改築工事請負契約の変更について。

本案は、令和6年第2回定例会で本契約の議決をいただき、令和7年第4回定例会で契約変更の報告をいたしました源氏前小学校改築工事請負契約におきまして、建設発生土の処分方法を変更する必要があることなどによる契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容いたしましては、契約金額を61億3,223万5,120円から62億9,357万3,000円に改めるものであります。

次に、第46号議案、専決処分の承認を求めることについて。

本案は、令和7年度一般会計補正予算の専決処分について承認を求めるものであります。

補正の内容いたしましては、令和8年1月23日の衆議院解散に伴い、同年2月8日に実施しました衆議院議員選挙の執行費を編成するものであります。

補正額は、歳入歳出とも2億8,726万5,000円を追加し、総額を2,418億348万円とするものであります。

歳入、第14款都支出金は2億8,726万5,000円の増額で、主なものは衆議院議員選挙費の新規計上であります。

続いて、歳出、第2款総務費は2億8,726万5,000円の増額で、衆議院議員選挙執行費の新規計上であります。

本件予算につきましては、速やかに準備を進める必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました。

次に、第47号議案、遺贈の放棄について。

本案は、区民の方から品川区に対して遺贈された土地および建物について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、これらの遺贈を受ける権利を放棄するものであります。

遺贈の放棄の理由といたしましては、品川区民のための公園または菜園として使用するなどの遺志に応えた活用が困難であるためであります。

次に、第48号議案、指定管理者の指定について。

本案は、障害児者総合支援施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人福栄会で、指定期間は令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間であります。

次に、第49号議案、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

本案は、平成20年度から令和7年度まで実施いたしました後期高齢者医療に係る保険料の軽減措置を令和9年度まで延長するため、地方自治法第291条の3第3項の規定に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合の規約を変更するものであります。

なお、今回変更する規約は、関係区市町村の議会において議決を得た後、都知事への届出を経て、令和8年4月1日からの施行を予定しております。

次に、第50号議案、専決処分の承認を求めることについて。

本案は、区民住宅の明渡し等を請求する民事訴訟の提起に関する専決処分について承認を求めるものであります。

訴訟の概要は、区の再三にわたる納付指導にもかかわらず、区民住宅の使用料等を滞納している居住者および連帯保証人を被告として、建物の明渡しおよび令和7年12月24日までの未払使用料等の支払いを請求するものであります。

本件につきましては、未払使用料等の増大を防ぐため、速やかに訴訟の提起を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました。

専決処分した民事訴訟の相手方は、区民住宅ファミリーユ西五反田東館の居住者および連帯保証人で、訴訟の目的の価額は、本件建物の固定資産税課税標準額を基準として計算し、729万7,527円であります。

以上で41議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

なお、第13号議案、第15号議案、第17号議案、第18号議案、第37号議案および第38号議案の6件につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ人事委員会に意見を徴しております。回答は配付の文書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

日程第2から日程第9までおよび日程第31から日程第39までの17件につきましては総務委員会に、日程第10から日程第15までおよび日程第28から日程第30までの9件につきましては文教委員会に、日程第16から日程第25まで、日程第40および日程第41の12件につきましては厚生委員会に、日程第26、日程第27および日程第42の3件につきましては建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第43から日程第51までの9件を一括議題に供します。

日程第43

第1号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算

日程第44

第2号議案 令和7年度品川区国民健康保険事業会計補正予算

日程第45

第3号議案 令和7年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第46

第4号議案 令和7年度品川区介護保険特別会計補正予算

日程第47

第5号議案 令和8年度品川区一般会計予算

日程第48

第6号議案 令和8年度品川区国民健康保険事業会計予算

日程第49

第7号議案 令和8年度品川区後期高齢者医療特別会計予算

日程第50

第8号議案 令和8年度品川区介護保険特別会計予算

日程第51

第9号議案 令和8年度品川区災害復旧特別会計予算

○渡辺議長 本件について説明願います。

〔新井副区長登壇〕

○新井副区長 まず、令和7年度品川区各会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国庫支出金等の特定財源に連動して追加や減額が必要となった経費、また、やむを得ず予定を変更せざるを得ない経費などを基本に編成いたしました。

初めに、第1号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算は、歳入歳出とも102億2,760万9,000円を追加し、総額を2,520億3,108万9,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容についてご説明いたします。

第1款特別区税は、特別区民税を47億2,900万円増額するものであります。

第9款特別区交付金は、普通交付金を43億6,000万円増額するものであります。

第11款分担金及び負担金は、新庁舎整備負担金を12億5,822万5,000円増額するものであります。

第13款国庫支出金は16億615万3,000円の減額で、主なものは児童手当給付金の減であります。

第14款都支出金は6億832万8,000円の減額で、主なものは児童手当給付金および密集住宅市街地整備促進事業補助金の減であります。

第16款寄附金は1億6,302万2,000円の増額、第18款繰越金は26億645万6,000円の増額、第20款特別区債は23億円の減額であります。

次に、歳出の主な内容であります。

第2款総務費は75億9,143万2,000円の増額で、主なものは公共施設整備基金積立金および財政調整基金積立金の追加、第3款民生費は9億5,204万2,000円の減額で、主なものは児童手当給付金の減および障害者訓練等給付事務などの追加であります。

第6款土木費は25億6,730万3,000円の減額で、主なものは密集住宅市街地整備促進事業および不燃化特区支援事業の減、第7款教育費は61億4,728万6,000円の増額で、主なものは義務教育施設整備基金積立金の追加であります。

次に、繰越明許費は、住民情報システム運営費および公園・児童遊園整備費において、年度内に完了する見込みがないため、翌年度に繰り越すものであります。

次に、債務負担行為は、追加6件であります。

続きまして、第2号議案、令和7年度品川区国民健康保険事業会計補正予算は、歳入歳出とも15億6,209万9,000円を追加し、総額を359億4,661万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、第1款国民健康保険料が1億8,919万5,000円の増額、第4款都支出金は13億7,319万7,000円の増額、第5款繰入金は1億9,919万2,000円の減額、第6款繰越金は1億8,971万4,000円の増額、第7款諸収入は918万5,000円の増額であります。

次に、歳出であります。第1款総務費が752万1,000円の減額、第2款保険給付費は13億8,297万3,000円の増額、第3款国民健康保険事業費納付金は5,731万9,000円の減額、第4款保健事業費は667万7,000円の減額、第5款諸支出金は2億5,064万3,000円の増額であります。

続きまして、第3号議案、令和7年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入歳出とも3億2,184万4,000円を追加し、総額を113億2,208万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、第1款後期高齢者医療保険料が4億5,421万8,000円の増額、第3款広域連合支出金は1,083万1,000円の増額、第4款繰入金は2億449万9,000円の減額、第5款繰越金は5,980万2,000円の増額、第6款諸収入は149万2,000円の増額であります。

次に、歳出であります。第1款総務費が4,945万5,000円の減額、第2款分担金及び負担金は3億8,882万5,000円の増額、第3款保健事業費は2,377万6,000円の減額、第4款保険給付費は625万円の増額、第5款諸支出金は財源更正であります。

続きまして、第4号議案、令和7年度品川区介護保険特別会計補正予算は、歳入歳出とも10億4,651万3,000円を追加し、総額を291億5,707万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、第3款国庫支出金が955万8,000円の増額、第4款支払基金交付金は1,480万1,000円の減額、第5款都支出金は590万2,000円の増額、第7款繰入金は2億8,500万9,000円の減額、第8款繰越金は13億3,086万3,000円の増額であります。

次に、歳出であります。第1款総務費が462万円の減額、第2款保険給付費は財源更正であります。第3款地域支援事業費は4,621万4,000円の増額、第4款基金積立金は6億5,921万6,000円の増額、第5款諸支出金は3億4,570万3,000円の増額であります。

次に、令和8年度品川区各会計当初予算についてご説明申し上げます。

本案は、区長が施政方針において申し上げましたとおり、変化のスピードが速く、先行きが不透明な時代において、区民の不安や不満といった「不」を取り除き、誰もが安心して暮らしていける社会を实

現していくための予算として編成したものでございます。

初めに、第5号議案、令和8年度品川区一般会計予算は、総額2,369億1,400万円で、前年度当初予算に比べ21億5,100万円、率にして0.9%の増であります。

主な款別予算の内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入であります。

第1款特別区税から第10款交通安全対策特別交付金までの一般財源は1,354億2,842万1,000円で、前年度当初予算に比べ122億9,028万6,000円の増であります。

一般財源の主な内容は、第1款特別区税が655億9,212万円で10.6%の増、そのうち特別区民税は619億8,700万円で10.7%の増であります。

第6款地方消費税交付金は139億円で11.2%の増、第9款特別区交付金は520億円で8.3%の増であります。

特定財源の主な内容は、第13款国庫支出金は384億8,616万3,000円で、防災・安全交付金、児童手当給付金の減等により9.0%の減、第14款都支出金は261億5,926万6,000円で、保育所等利用世帯負担軽減事業費補助金、児童保育費の増等により0.5%の増、第17款繰入金は195億7,713万9,000円で、義務教育施設整備基金等からの繰入増により6.3%の増であります。

なお、特別区債ですが、令和8年度は起債の予定はございません。

続きまして、歳出であります。

第1款議会費は8億3,274万7,000円、第2款総務費は270億8,676万8,000円で、主な内容は、デジタル推進費、人事管理費などの総務管理費、地域活動費、文化観光費などの地域振興費および徴税费などです。

第3款民生費は1,200億8,160万7,000円で、障害者支援費、高齢者福祉費などの社会福祉費、保育施設運営費、子育て応援費などの児童福祉費および生活保護費であります。

第4款衛生費は190億6,381万4,000円で、健康推進費、保健予防費などの保健衛生費、リサイクル推進費などの環境費および清掃費であります。

第5款産業経済費は38億7,676万3,000円で、中小企業事業資金融資あっせん、共通商品券普及促進事業などです。

第6款土木費は311億3,994万4,000円で、駅周辺等放置自転車対策事業、地域交通検討経費などの土木管理費、道路維持管理費、道路改良事業などの道路橋梁費、排水施設建設事業、下水道管改修事業などの河川費、公園管理費、木密整備推進費などの都市計画費、住宅・建築物耐震化支援事業などの建築費、区民住宅管理費などの住宅費および災害時応急物資確保費などの防災費であります。

第7款教育費は331億8,445万円で、教育指導費、図書館費などの教育総務費、学校改築推進経費、給食運営費などの学校教育費であります。

第8款公債費は13億4,790万7,000円です。

第9款予備費は、不測の事態への備えとして3億円を計上いたしました。

債務負担行為は、品川区土地開発公社からの用地取得および工期が複数年度にわたる工事などについて設定いたしました。

一時借入金は最高額を50億円といたします。

続きまして、第6号議案、令和8年度品川区国民健康保険事業会計予算についてご説明いたします。

予算総額は348億4,879万5,000円で、前年度当初予算に比べ1.4%の増であります。

歳入の主な内容は、第1款国民健康保険料が98億2,419万円、第4款都支出金は208億1,043万2,000円、第5款繰入金は39億5,933万8,000円であります。

歳出の主な内容は、第1款総務費が11億9,446万9,000円、第2款保険給付費は207億3,451万6,000円で療養諸費等、第3款国民健康保険事業費納付金は123億2,417万円で東京都への納付金、第4款保健事業費は3億2,618万8,000円で特定健康診査事業費等であります。

続きまして、第7号議案、令和8年度品川区後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。予算総額は119億3,720万8,000円で、前年度当初予算に比べ8.5%の増であります。

歳入の主な内容は、第1款後期高齢者医療保険料が63億3,231万5,000円、第4款繰入金は53億2,201万4,000円、第6款諸収入は2億5,802万5,000円であります。

歳出の主な内容は、第1款総務費が2億9,763万4,000円、第2款分担金及び負担金は110億8,607万3,000円で公益連合への負担金、第3款保健事業費は3億2,919万1,000円で健康診査費、第4款保険給付費は1億9,600万円で葬祭費であります。

続きまして、第8号議案、令和8年度品川区介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は290億9,324万9,000円で、前年度当初予算に比べ3.5%の増であります。

歳入の主な内容は、第1款保険料が66億4,909万円、第3款国庫支出金は60億7,711万円、第4款支払基金交付金は75億5,826万9,000円、第5款都支出金は41億119万8,000円、第7款繰入金は46億6,653万2,000円あります。

歳出の主な内容は、第1款総務費が8億9,156万1,000円、第2款保険給付費は265億1,440万円で居宅介護サービス等諸費、施設介護サービス費等、第3款地域支援事業費は15億4,559万2,000円で介護予防・生活支援サービス事業費、包括的支援事業費等あります。

続きまして、第9号議案、令和8年度品川区災害復旧特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は15億円あります。

歳入、第1款繰入金は15億円で、災害復旧基金からの繰入れであります。

歳出、第1款災害復旧費は15億円で、災害救助事業費等あります。

以上で9議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

本件の審査につきましては、動議が提出されております。

本動議を議題に供します。

お諮りいたします。本動議のとおり予算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は動議のとおり予算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算特別委員名簿のとおり指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員は名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、予算特別委員会の正副委員長の互選のため休憩し、第1委員会室に委員会を招集いたします。議事の進行上、暫時休憩いたします。

○午前11時51分休憩

○午後0時03分開議

○渡辺議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました予算特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告いたします。

予算特別委員会委員長、西村直子議員、副委員長、おぎのあやか議員、副委員長、つる伸一郎議員、以上のとおりであります。

この際、お諮りいたします。ただいま配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1を議題に供します。

追加日程第1

第51号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

○渡辺議長 本件について説明願います。

〔堀越副区長登壇〕

○堀越副区長 第51号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、当該制度の財源となる子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率等を定めるほか、条例に所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率について、所得割を100分の0.27と、被保険者均等割を1,800円と、18歳以上被保険者均等割を73円と定めるものであります。

第2に、国民健康保険の基礎賦課額の保険料率等について、所得割を100分の7.71から100分の7.51に、被保険者均等割を4万7,300円から4万7,600円に、基礎賦課限度額を66万円から67万円に改定するものであります。

第3に、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率について、所得割を100分の2.69から100分の2.80に、被保険者均等割を1万6,800円から1万7,600円に改定するものであります。

第4に、介護納付金賦課額の保険料率について、所得割を100分の2.25から100分の2.43に、被保険者均等割を1万6,600円から1万7,800円に改定するものであります。

第5に、低所得者の保険料軽減に係る所得基準額を引き上げるものであります。

本条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で本議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

追加日程第1につきましては厚生委員会に付託します。

次に、日程第52を議題に供します。

日程第52

請願・陳情の付託

○渡辺議長 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会および議会運営委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、3月5日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は3月6日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後0時06分散会

議 長	渡 辺	ゆういち
署 名 人	せ お	麻 里
同	石 田	ちひろ